

諏訪広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和8年3月24日

諏訪広域連合長 金子 ゆかり

諏訪広域連合告示第 11 号

諏訪広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の一部を改正する要綱

諏訪広域連合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年諏訪広域連合告示第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「という。）」の次に「、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）を加える。

第 2 条中「法」の次に「、政令」を加え、「及び」を「、」に、「3 月」を「6 月」に改め、「別紙）」の次に「及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成 27 年 6 月 5 日付け老発 0605 第 5 号厚生労働省老健局長通知）別紙）」を加える。

第 4 条第 1 号アに次のように加える。

（ウ） 訪問型サービス・活動 C

第 4 条第 1 号イに次のように加える。

（ウ） 通所型サービス・活動 C

第 6 条中「左欄」を「第 1 欄」に、「中欄」を「第 2 欄」に、「右欄」を「第 4 欄」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、訪問型サービス・活動 C 及び通所型サービス・活動 C の支給サービス費の額等は、別に委託契約で定めるものとする。

別表第 1 サービス・活動事業の部訪問型サービスの款に次のように加える。

訪問型サービス・活動 C	保健又は医療の専門職により 3 月以上 6 月以下の期間提供される訪問型サービス	居宅要支援被保険者、事業対象者及び継続利用要介護者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者
--------------	--	--

別表第 1 サービス・活動事業の部通所型サービスの款に次のように加える。

通所型サービス・活動 C	保健又は医療の専門職により 3 月以上 6 月以下の期間提供される通所型サービス	居宅要支援被保険者、事業対象者及び継続利用要介護者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者
--------------	--	--

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 24 日から施行する。